

岐阜県公報

目 次

公安委員会規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の

技術の利用に関する規則

岐阜県留置施設の実地監査に関する規則

告 示

羽島都市計画の変更

建築基準法に基づく数値等の変更

警 察 告 示

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の

技術の利用に関する要綱

公 示

認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間の更新に関する件

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

土地改良区役員の退任及び就任

(警 務 課) 三二五^ハ

(留置管理課) 三二七

(都 市 政 策 課) 三二七

(建 築 指 導 課) 三二八

(警 務 課) 三二八

(環 境 企 画 課) 三二九

(都 市 政 策 課) 三二九

(岐 阜 農 林 事 務 所) 三三一

公安委員会規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和三年五月二十五日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第十二号

則 岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、他の法令に特段の定めがある場合を除くほか、公安委員会等の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公安委員会等 岐阜県公安委員会、岐阜県警察本部長及び警察署長をいう。
- 二 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をい

う。

三 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

四 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

五 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）以下「情報通信技術活用法」という。（第三条第八号及び情報通信技術利用条例第二条第七号に規定する申請等のうち、公安委員会等に対して行われるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 情報通信技術活用法第六条第一項又は情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 前項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

4 第二項の規定により申請等を行う者は、警察本部長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

5 法令の規定に基づき同一の内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第二項及び前項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一の内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第四条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第三項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

三 前二号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等の所管する手続等を、電子情報処

理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要
な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

岐阜県留置施設の実地監査に関する規則をここに公布する。

令和三年五月二十五日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第十三号

岐阜県留置施設の実地監査に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法
律第五十号）第十八条の規定に基づき、留置施設の実地監査（以下「実地監査」とい
う。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(実地監査計画)

第二条 警察本部長は、毎年、実地監査を実施するための計画（以下「実地監査計画」
という。）を作成しなければならない。

2 実地監査計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 実地監査の重点項目

二 実地監査の時期

三 実地監査の方法

3 警察本部長は、実地監査計画を作成したときは、これを公安委員会に報告するもの
とする。

(実施)

第三条 警察本部長は、実地監査計画に従い、毎年一回以上、全ての留置施設において
実地監査を行わせるものとする。

(公安委員会への報告)

第四条 警察本部長は、前条の実地監査を実施したときは、その結果を取りまとめ、公

安委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同
法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規
定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項
の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

羽島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

岐阜県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同
法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規
定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項
の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
羽島都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

岐阜県告示第二百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第八号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号並びに別表第三五の項の欄の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 変更する区域
羽島都市計画区域のうち羽島市に係る用途地域の指定のない区域
- 二 区域の区分及び制限の数値
次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課 岐阜県岐阜・西濃建築事務所及び羽島市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
- 三 適用年月日
令和三年五月二十五日

警 察 告 示

岐阜県警察告示第一号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱を次のように定める。

令和三年五月二十五日

岐阜県警察本部長 奥 野 省 吾

岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

第一条 この要綱は、岐阜県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和三年岐阜県公安委員会規則第十二号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公安委員会等 規則第二条第一項第一号に規定する公安委員会等をいう。
- 二 法令 規則第二条第一項第二号に規定する法令をいう。
- 三 申請等 規則第二条第一項第五号に規定する申請等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）において使用する用語の例による。

第三条 規則第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第四条 規則第三条第三項ただし書に規定する措置は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によつて受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であつて、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）（ことに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの）（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

第五条 公安委員会等は、規則第三条第四項に規定する者（同項の規定に基づき、書面

等に記載されている又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

第六条 規則第四条ただし書に規定する措置は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第三条第二項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

第七条 規則第五条の場合において、規則第三条の規定により申請等を行う者が、書面等（規則第五条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

附 則

この要綱は、令和三年六月一日から施行する。

別表（第四条、第六条関係）

法令	規定
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第七十四条の三第五項
	第七十八条第一項
	第七十八条第四項
	第七十八条第五項
	第十條第一項
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第十六條第一項
	第十六條第三項
	第十七條第二項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）	第十條第三項
	第五條第一項
	第八條第一項
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第五條第一項
	第十七條第一項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）	第五條の五第三項
岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）	

公 示

認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間の更新に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の八第二項の規定により認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間を更新したので、同条第六項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により、次のとおり当該認定鳥獣捕獲等事業者の名称等を公示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 名称

一般社団法人岐阜県猟友会

二 住所

岐阜市宇佐東町三番一八号

三 代表者の氏名

大野 恵章

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

瑞浪市土岐町の一部（土岐3）

三 調査を行った期間

平成二十七年一月から平成三十年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞浪市（土岐町の一部）の地籍図
瑞浪市（土岐町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年四月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

瑞浪市釜戸町の一部（釜戸11）

三 調査を行った期間

平成二十八年九月から令和二年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍図
瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年四月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

加茂郡白川町大字河岐の一部（河岐）

三 調査を行った期間

平成三十年四月から令和二年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡白川町（大字河岐の一部）の地籍図
加茂郡白川町（大字河岐の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年四月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字越原の一部（日向陰地）

三 調査を行った期間

平成三十年五月から令和二年九月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図

五 加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿
認証年月日

令和三年四月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字神土の一部（平）

三 調査を行った期間

平成三十年五月から令和二年九月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年四月二十八日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日

役名 氏名 住 所

岐阜市下
城田寺土
地改良区
令和
三・
五・
二
理事 市橋 佐敏 岐阜市城田寺
市橋 哲也 岐阜市城田寺
市橋 尚人 岐阜市城田寺
河井 繁 岐阜市城田寺
羽賀 政夫 岐阜市城田寺
市橋 敏秋 岐阜市城田寺
河口 武広 岐阜市城田寺
杉本 宜永 岐阜市城田寺
鷲見 英夫 岐阜市城田寺
鷲見 彰 岐阜市城田寺
内藤 政美 岐阜市城田寺
河井 雅彦 岐阜市城田寺
河井 利浩 岐阜市城田寺
杉本 辰美 岐阜市城田寺
羽賀 豊 岐阜市城田寺
杉本 定 岐阜市城田寺
市橋 信之 岐阜市城田寺
鷲見 輝男 岐阜市城田寺
杉本 道夫 岐阜市城田寺

一八九七番地
一八一八番地
一九〇二番地
二七四一番地
二六五四番地
二七五二番地
二七九六番地
二八三七番地
二九八七番地
一八四二番地
一三三九番地
一三四七番地
一三八一番地
一三七七番地
一六九二番地
一八四五番地
二九七五番地
一七六五番地
二七七五番地
二九八四番地
一八七二番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日

役名 氏名 住 所

所

岐阜市下
城田寺土
地改良区

令和
三
五
三

同	理事	市橋佐敏	岐阜市城田寺	一八九七番地
同	同	羽賀隆司	岐阜市城田寺	一八一八番地
同	同	市橋哲也	岐阜市城田寺	一九〇二番地
同	同	市橋尚人	岐阜市城田寺	二七四二番地
同	同	河井繁	岐阜市城田寺	二六五四番地
同	同	羽賀茂	岐阜市城田寺	二七五二番地
同	同	羽賀政夫	岐阜市城田寺	二七九六番地
同	同	市橋敏秋	岐阜市城田寺	二八三七番地一
同	同	河口武広	岐阜市城田寺	二九八七番地一
同	同	杉本宜永	岐阜市城田寺	一八四二番地
同	同	鷲見英夫	岐阜市城田寺	一三三九番地
同	同	鷲見彰	岐阜市城田寺	一三四七番地一
同	同	内藤政美	岐阜市城田寺	一三八一番地
同	同	河井雅彦	岐阜市城田寺	一三七七番地二
同	同	河井利浩	岐阜市城田寺	一六九二番地二
同	同	杉本辰美	岐阜市城田寺	一八四五番地二
同	同	羽賀豊	岐阜市城田寺	二九七五番地一
同	同	杉本定	岐阜市城田寺	一七六五番地一
同	監事	市橋信之	岐阜市城田寺	二七七五番地一
同	同	鷲見輝男	岐阜市城田寺	二九八四番地二
同	同	杉本道夫	岐阜市城田寺	一八七二番地一
同	同	西垣数之	岐阜市城田寺	二九八四番地一六

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土 改 良 区 名	退 任 日	役 名	氏 名	住 所
岐阜市方 良区	令和 三 五 三 六	監事	宮部 徳由	岐阜市彦坂 二〇〇番地

就任した役員

土 改 良 区 名	就 任 日	役 名	氏 名	住 所
岐阜市方 良区	令和 三 五 三 七	監事	宮部 辰男	岐阜市彦坂 二〇九番地一

令和三年五月二十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社